

東海村 「村松地区周辺地域活性化計画」の推進に関するパートナーシップ協定書

東海村（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人真砂山 FUN クラブ（以下「乙」という。）とは、東海村村松地区周辺地域活性化計画（以下「計画」という。）を推進するため東海村自治基本条例の趣旨に則り、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が対等なパートナーであることを認識し、計画を共有したうえで、相互に役割を分担して連携・協働し、計画を推進する取組みを行い、もって地域の活性化に資することを目的とする。

（甲の役割）

第2条 甲は、計画の具体化のため、主体的に取り組むとともに、乙及び地域で活動する関係団体との協働を推進し、計画推進に向けた事業について、甲乙協議するとともに、乙が企画・実施する事業に対し、協力・支援を行うものとする。

（乙の役割）

第3条 乙は、計画の具体化のため、主体的かつ自律的な活動を行うとともに、甲との協働によって、地域で活動する関係団体との協議及び計画推進のため定款に掲げる事業を企画・実施する。

〔乙の定款 第5条 事業〕

- (1) 村松地区の財産である歴史、自然、科学に根差した魅力と夢を学ぶ地域勉強会、これを体験・体感する地域交流会等によるまちづくり推進等の事業
- (2) 地域関係者間での相互理解・協力及び支援による相互利益を得るための情報共有の事業
- (3) 関係機関への協力及び支援事業
- (4) 企業・関係機関と連携した地域魅力を活かした事業
- (5) その他、本法人の目的を達成するために必要な事業

（情報の共有）

第4条 甲及び乙は、必要に応じて協議の場を設け、地域に係る情報等を共有するよう努めるものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、第2条及び第3条に定める事項等の検討及び実施により知り得た相手方の機密情報を、相手方の事前の承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定終了後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（協定の期限）

第6条 この協定は、締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、期限満了の2ヶ月前までに、甲乙いずれからも解除の申し出が無い場合は、協定の満了日から更に1年間、計画期間内に限り、協定を延長するものとし、以後、この例による。

（その他）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年3月16日

甲 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号

東海村

東海村長

山田修

乙 茨城県那珂郡東海村村松140-8

特定非営利活動法人真砂山 FUN クラブ

理事長

井坂文明